

岐阜県公報

目 次

告 示

土砂災害警戒区域の指定解除	(砂 防 課)	一
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同)	一
土砂災害警戒区域の指定	(同)	二
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	二

号 外 (二) 令 和 二 年 二 月 二 十 八 日

告 示

岐阜県告示第六十八号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第七十号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和二年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中山	高山市上岡本町中山	次図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第六十九号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第三百十号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和二年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岡田	不破郡垂井町府中 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課及び岐阜県大垣土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第七十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和二年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中山	高山市上岡本町中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十六年岐阜県告示第三三五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において

準用する同条第四項の規定により告示する。

令和二年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岡田	不破郡垂井町府中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中山	高山市上岡本町中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号（第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する
ので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

中山	高山市上岡本町中山	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類 急傾斜地の崩壊
----	-----------	---	--

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務
所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和二年二月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三十一
岐阜文芸社